

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

保安林予定森林の指定通知(八〇九・森林整備課)	1
大規模小売店舗の新設に関する届出(八一〇・商工業振興課)	1
開発行為に関する工事の完了(八一・北秋田地域振興局建設部)	2
開発行為に関する工事の完了(八二・秋田地域振興局建設部)	3
開発行為に関する工事の完了(八三・由利地域振興局建設部)	3
道路の供用開始(八一四・八一八・道路環境課)	3
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	4
県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	4
物品競争入札に係る一般競争入札の実施(管財課)	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	5
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(一一五)	6
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一二六)	7
政治団体の解散の届出(一二七)	8
政治団体の収支に関する報告書(一二八)	8
公職の候補者の資金管理団体の届出(一二九)	9
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一三〇)	9
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一三一)	10
海区漁業調整委員会指示	
漁業法による採捕の制限(一一)	10

告 示

秋田県告示第八百九号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

仙北郡田沢湖町田沢字大沢・字松山沢・玉川字尻高沢・字大沢・字大水無沢・字小水無沢・田沢字小和瀬沢・字岩の目・字銅屋沢・字明通沢・字船付沢・字上沼沢・字藤右工門沢・字下沼沢・字岨景沢・字倍田沢・字小袋沢・字小沢・字尻高沢・字先達沢(以上二十字国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
 田沢字大沢・字松山沢・玉川字小水無沢・田沢字小和瀬沢・字岩の目・字船付沢・字岨景沢・字倍田沢・字小沢・字尻高沢・字先達沢以上十一字国有林。次の図に示す部分に限る。

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

田沢字大沢・字松山沢・玉川字尻高沢・字大沢・字大水無沢・字小水無沢・田沢字小和瀬沢・字岩の目・字銅屋沢・字明通沢・字船付沢・字上沼沢・字倍田沢・字小袋沢・字小沢・字尻高沢・字先達沢(以上十七字国有林。次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社秋田林産 代表取締役 渡邊 傳
秋田市茨島一丁目四番六十三号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
茨島ショッピングプラザ
秋田市茨島一丁目十二番一ほか
小売業を行う者の名称及び住所
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良
福島県郡山市朝日三丁目七番三十五号
青山商事株式会社 代表取締役 宮前 省三
広島県福山市王子町一丁目三番五号
大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年五月二十七日
- (三) 店舗面積の合計
四千八百二十七平方メートル
- (四) 駐車場の収容台数
二百七台
- (五) 駐輪場の収容台数
百三十一台
- (六) 荷さばき施設の面積
百一平方メートル
- (七) 廃棄物等の保管施設の容量
五十二・六九立方メートル
- (八) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前十時

イ 閉店時刻

- ゼビオ株式会社 午後九時
- 青山商事株式会社 午後八時
- (一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで
- (二) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
- (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前十時から午後八時まで
- 二 届出年月日
平成十五年九月二十六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市役所 商業観光課
縦覧期間
平成十五年十月十日から平成十六年二月十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)

秋田県告示第八百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年八月六日付け指令北建 千三百八十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大館市巾道二丁目一番三十五号
- 有限会社あかね不動産 代表取締役 田口辰美
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市片山町三丁目四十八番一及び五十一番一

秋田県告示第八百十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年九月十一日付け指令秋建 三 五十五号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南秋田郡天王町天王字追分西二十四番地二十六
 アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 南秋田郡天王町天王字長沼百一番五、百一番六、百一番七、百一番八、百一番九、百一番十及び百一番十一

秋田県告示第八百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年八月五日付け指令由建千五百三十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 新潟市米山四丁目一番二十八号
 株式会社コメリ 代表取締役 樽 賢一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 由利郡矢島町七日町字曲り淵百十二番一、百十八番一 以上二筆

秋田県告示第八百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
			北秋田郡森吉町米内沢字桐木岱三二三番地

一般国道	百五号	一 地先から字鶴田岱一四九番一 地先まで
------	-----	----------------------

- 二 供用開始の期日 平成十五年十月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県道	大館十和田湖線		鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部七六番地先から七六番一九まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年十月十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
			平鹿郡大森町八沢木字前田三番三 地先から

県 道	横手大森大内線	字上八沢木一四三番一 地先まで
-----	---------	-----------------

- 二 供用開始の期日 平成十五年十月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第八百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十月十日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大曲大森羽後線	平鹿郡雄物川町大沢字数沢目三三番四地先から一番まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年十月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年十月十日

- 一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
		北秋田郡森吉町桂瀬字大沢沢二番三 地先か

県 道	桂瀬笹館線	ら字下柏木岱十二番一 地先まで
-----	-------	-----------------

- 二 供用開始の期日 平成十五年十月十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年十月十日から同月二十三日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から次のとおり役員（退任）の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
仙北郡中仙町豊川字観音堂四十七番地 太 田 不三夫

平成十五年十月三日県営土地改良事業（植田地区第五区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲川土地改良区から次のとおり役員（退任）及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
平鹿郡増田町戸波字下羽場二番地一 後 藤 勇 一
- 二 就任理事の住所及び氏名
平鹿郡増田町戸波字羽場百六番地 内 藤 宏

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭

和二十二年政令第十六号) 第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
バキユームカー 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十二月十日(水)
- (四) 納入場所
秋田県畜産試験場
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月十日(金)から同月二十日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年十月二十七日(月) 午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年十月十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 三十台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年十二月十五日(月)
- (四) 納入場所
国際教養大学(雄和町)
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
電子計算組織 二式 平成十五年十月ころ
- (六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
平成十五年六月十三日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) (一)の資格に係る申請
 - (一) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(三)に掲げる場所へ平成十五年十月二十一日(火)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県の出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月十日(金)から同年十一月四日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十五年十一月十日(月)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十二条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

その他の政治団体

笹井ひろふみ秋田県後援会	政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
豊 間 隆		佐藤金彦		秋田市山王二丁目七番四十四号秋田県歯科医師会館内	平成十五年九月五日

(三) 入札の無効

(四) 秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

(六) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七) 契約書作成の要否 要

(八) 提出書類等

(九) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(十) その他

(十一) 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 30 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 10 November, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十五年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

佐藤孝一後援会	藤原喜一	佐藤均	雄勝郡羽後町床舞字後野二十番地十四	平成十五年九月二十二日
高貝昌伸後援会	高橋成悦	高橋光輝	仙北郡中仙町大神成字前田九十六番地一	平成十五年九月二十四日
寺田学後援会	寺田学	矢羽野俊二	秋田市八橋大畑二丁目三番一号外崎マンション四〇五	平成十五年九月二十五日
佐々木重人後援会	佐々木重人	大野拓夫	大館市有浦一丁目六番十八号	平成十五年九月二十九日

秋選管告示第百二十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動が

あつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十月十日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党東成瀬支部	代表者 谷藤伝一 新内	平成十五年九月一日
	代表者 谷藤宗夫 旧容	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
球政会	代表者 吉田久男 新内	平成十五年九月五日
	代表者 向山史朗 旧容	
吉方せいげん後援会 (道心会)	主たる事務所の所在地 能代市豊祥岱一番五十号 能代市彩霞長根二十二番十二号	平成十五年九月八日

高橋司後援会	代 表 者	西 村 重 雄	藤 谷 甲 三	平成十五年九月十八日
秋田県政治経済研究会	政治団体の名称	秋田県政治経済研究会	高橋日出夫を励ます会	平成十五年九月二十六日
	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町西馬首内堀回字塩出山一番地十五	平鹿郡十文字町十文字新田字梨木西上五十四番地	
	代 表 者	高 橋 日出夫	高 階 長五郎	
	会 計 責 任 者	高 橋 日出夫	安 部 良 助	
佐々木喜久治後援会	会 計 責 任 者	細 川 伝之助	平 塚 利 三	平成十五年九月三十日

秋選管告示第百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十五年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十五年十月十日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
島内重昭後援会	平成十五年九月五日	平成十五年九月十二日
大館を変える市民の会	"	"
斉藤敏孝後援会	平成十五年九月十一日	"
佐々木喜久治後援会	平成十五年九月三十日	平成十五年九月三十日

秋選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成十五年十月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規制法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

政党

政治団体の名称 大館を変える市民の会

報告年月日 平成15年9月12日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(フ) 収入の内訳

2,641,451円

0円

2,641,451円

2,641,451円

個人の負担する党費又は会費 12,000円

寄附 24人 2,629,451円

個人からの寄付 2,629,451円

合 計 2,641,451円

(寄附の内訳)

個人からの寄付

伊 藤 治兵衛 200,000円 大館市

荒 川 昭 一 200,000円 "

その他 2,229,451円

合 計 2,629,451円

(イ) 支出の内訳

経常経費 473,068円

光熱水費 28,880円

備品・消耗品 104,793円

事務所費 339,395円

政治活動費 2,168,383円

組織活動費 18,924円

機関紙誌の発行その他の事業費 249,459円

宣伝事業費 249,459円

寄附・交付金 1,900,000円

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
島内重昭後援会	平成15年9月12日
斎藤敏孝後援会	"
佐々木重久治後援会	平成15年9月30日

秋選管告示第百二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	
		名 称	主たる事務所の所在地
寺 田 学	衆議院議員(候補者となることとする者)	寺田学後援会	秋田市八橋大畑二丁目三番一号外崎マンション四〇五
佐々木 重 人	衆議院議員(候補者となることとする者)	佐々木重人後援会	大館市有浦一丁目六番十八号
		代表者氏名	届出年月日
		寺 田 学	平成十五年九月二十五日
		佐々木 重 人	平成十五年九月二十九日

秋選管告示第百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、

第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一

の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三三九
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、七三九

秋選管告示第百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年十月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 選挙区別
- 秋田市 八四、三一九
- 能代市 一四、七四四
- 横手市 一〇、九二六
- 大館市 一八、一八五
- 本荘市 一一、一一二
- 男鹿市 八、四四二
- 湯沢市 九、三九五
- 大曲市 一〇、六七〇
- 鹿角市鹿角郡 一一、六七四
- 北秋田郡 一八、〇九四
- 山本郡 一三、四一八
- 南秋田郡 一九、八八九
- 河辺郡 五、二二二
- 由利郡 二〇、九四四
- 仙北郡 三一、八八六
- 平鹿郡 一八、五九六

雄勝郡 一一、六二五

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
平成十五年十月三日

秋田海区漁業調整委員会会長 谷村 政明

(さけ採捕の制限)

次の表の上覧に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三一分の線以北の海域	平成十五年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの連続二日間	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三一分の線以南の海域	平成十五年十月十一日から同月十八日までの連続四日間及び同年十一月六日から同月十五日までの一日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄